

◎新潟県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年1月28日

新潟県上越地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 青柳高田線
- 2 道路の位置
上越市大字下新町字雁戸端1201番1から同市大字今池字西黒保514番1まで
上越市大字今池字西黒保517番1から同市大字今池字西黒保517番1まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 関川水系土地改良区理事長
所在 上越市大字長面14番1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
兼用工作物の通常の維持管理
- 5 管理の期間
平成25年12月16日から当該施設の存続する日まで